

# 2024年度「障がい者支援助成金」募集要項

公益財団法人山田昇記念財団

## 1. 助成主旨

公益財団法人山田昇記念財団（以下「当財団」という。）は、障がい者支援や障がいのある人ない人が共生する社会構築への支援等を目的とし、障がい者との共生を目指した活動、障がい者の運動機能向上、障がい者が可能性を発揮できる環境づくり等に、現場で必要となる費用を助成します。

## 2. 募集期間

2024年10月1日(火)～2024年11月30日(土)

## 3. 助成対象者

障がい者支援活動及び障がいのある人ない人が共生する社会を目指す活動を行っている団体および障がい者向けイベント、障がい者が参加する大会等を開催、運営する団体。

## 4. 助成対象

- (1)2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)、期間内の活動およびイベント大会等。
- (2)障がい者支援や障がいがある人ない人が共生する社会を目指す活動において必要な費用。
- (3)障がい者向けイベント、障がい者が参加する大会等の開催、運営に関する費用。
- (4)その他、上記以外のもので、障がい者活動における技能向上、活動の充実等に必要な全ての経費のうち、当財団が認めたもの。

## 5. 助成金額

- (1)原則、1件100万円以内。(4件程度)
- (2)返済の義務はありません。
- (3)他の助成金との併給は支障ありません。

## 6. 審査内容

- (1) 当該活動、イベント、大会等への助成の必要性。
- (2) 当該活動、イベント、大会等への助成によって期待される効果。
- (3) 当該活動、イベント、大会等に必要な費用が妥当であるか。

## 7. お申込み方法

申込みは、当財団所定の申請書に必要事項を記入の上、当財団事務局宛にホームページの応募フォーム又はメールにてご応募願います。

提出期限 2024年11月30日(土) 事務局着まで

※期日を過ぎた場合、受付出来ない場合がございます。

(申請書は当財団ホームページからダウンロードできます。)

提出書類 「障がい者支援助成金」申請書

その他添付書類

・事業計画書、事業予算書

・団体の活動状況の分かる資料(定款、パンフレット等)

※任意の添付書類についても、審査の対象とさせていただきます。

※なお、申請書類等は返却いたしません。

## 8. 助成の決定と通知

- (1) 当財団の選考委員会が審議を行ない、助成団体案を作成し理事会にて決定をいたします。
- (2) 採否の結果は、2025年3月15日(土)までに電子メール又は郵送にて通知いたします。  
また、採用となった団体等については、当財団ホームページにて公表いたします。
- (3) 選考の経過および決定の理由は公表しません。

## 9. 助成金お支払い方法

- (1) 助成金は、指定銀行の口座に振り込みお支払いします。
- (2) 活動内容を審査して、助成金の「支払い時期、金額」等を決定させていただきます。

## 10. 報告について

- (1) 申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合は、速やかに報告をお願いいたします。
- (2) 助成金活用後、3ヶ月以内に写真を添えて事業、収支報告書の提出をお願いいたします。  
※現地訪問調査をさせていただく場合があります。

## 11.その他

- (1)反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。  
また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- (2)申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

## 12.問合せ先

公益財団法人山田昇記念財団

〒370-0841 群馬県高崎市栄町1-1

「障がい者支援助成金」事務局 担当 加藤

TEL.FAX：027-321-2221 メール：[katou@yamada-denki.jp](mailto:katou@yamada-denki.jp)

ホームページ：<https://yamada-noboru.org/>